



年度末を控え、あれこれとメなくてはいけない帳簿が思い浮かびませんか？
できるところから少しづつ始められるといいですね。

一度に3か月分引かれます。(講師の方)

特別徴収になっている住民税の4・5月分は、3月の給与から引かれます。3ヶ月分まとめて引かれるので、驚かないでください。



勝手なことだと思いでしょが……

3月の出張については以下のようにお願いします。
年度末のため、県教委の締め切りが格段に早くなっています。
また、人事異動があるため、旅費請求書の印鑑を3月分についても3月31日までは押印してもらわなくてはなりません。
かなり無理なお願いをしますがご理解・ご協力をお願いします。

★3月の出張にかかる旅費は、3月末日までの分を見込み、3月14日(金)までに精算を済ませてください。
※それ以後の突発的な出張については、各校の事務職員に相談したうえで、その都度精算を行い、最終3月20日(木)には、精算を完了してください。
★年度末は、特に旅費支給までの期限が限られているので、審査による差し戻し依頼があった時は、速やかに再精算をしてください。



扶養手当の加算 減額について

平成25年度中に扶養している子どもが満22歳になった場合は平成26年3月31日で扶養手当が停止になります。平成26年度中に満16歳になる子どもについては、平成26年4月1日から扶養手当が増額されます。どちらの場合も扶養手当の手続きは不要ですが、給与の電算報告は事務センターで行います。該当の年齢の子どもがいる場合は、学校の事務職員にお知らせください。 また、満22歳にならなくても就職したり、収入が130万円以上になる場合は扶養手当が停止されます。この場合は扶養手当停止の届が必要です。



年金は収入です(その1)

(振り込み金額が1回につき216,666円を超えたら連絡ください。)

年金の受給が始まると、収入があることになり、扶養者から抜けることもあります。S28.4.1以前に生まれたかたは60歳から年金をもらうことができます。配偶者の誕生日及び年金の有無と金額をお確かめください。事後確認の時期になると、過年度戻入になりますので、今年度中に確認をお願いします。

年金は収入です(その2)

(あれ？扶養に入れる？)

すでに年金をもらっている人の年金金額が下がっています。金額決定の通知書がきましたらご確認ください。

状況の変化が多い時期です。ご注意を！！

就職・退職・進学・転勤等いろいろな変化が多い時期です。昨年の事務センターだより105号で詳しくお伝えしました。

手当にかかる変化はお知らせいただかないとわかりません。漏れのないように手続きをお願いします。

就職したのに扶養手当がそのままついていた、などということがないように……

詰替等をしてずっと使います。

朱肉・スタンプ台・ボールペン・油性マーカー・ホワイトボードマーカー・採点ペン・テープのり・アラビック(合成)のり・プリットのり・修正テープ

空になったとって、捨てないよう よろしくお祈りします。



異動時の書類について

◎市外へ異動のときは新勤務地に持参する書類(給与・服務関係)をお渡しします。

年度末に休暇等を取られる方は早めに休暇簿等を記入してください。(出勤簿の整理後、新勤務地に持参していただきます。)

◎市内異動の場合は、学校事務センターで必要な書類の受け渡しをします。(本人が持参する必要はありません)



情報を守るために……

早い目に郵便局へ転居届を出すことをお勧めします。出していないと前住所に大切な書類が送られる事も考えられます。

県教委への住所変更の届けは電算報告のメきりの都合により実際の転居よりかなり後になることがあります。そのタイム差のために前住所に書類が送付されるかも…… ご注意ください。

